

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第 819 回）
島根原子力発電所 2 号炉に関する指摘内容

<技術的能力：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて>

- 保管場所及びアクセスルートの設定について、斜面が近いことや、敷地が狭隘であること等の島根 2 号炉の特徴を踏まえ、設定根拠やその対策内容を資料に反映すること。
- サブルートは津波時に使用しないとしているが、防波壁外側のサブルートが津波時に使用できないということを、資料 1-2-3 同様、資料 1-2-1 にも反映すること。
- 保管場所における可搬型設備に対する溢水評価について、溢水評価結果と現場における実際の状況とを整理した上で、資料に反映すること。
- 土石流に対し、ホイールローダにて転圧することにより仮復旧を行うことについて、その後の大量送水車等の大型車両の通行性を含め、仮復旧の実現性を説明すること。
- 土石流による影響評価について、議論の目的を整理した上で説明すること。
- 大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突に対するアクセスルートへの影響については、大規模損壊において説明すること。
- 予備機 α の配置の考え方を資料に反映すること。
- 防火帯外側のトンネルをアクセスルートとして活用することを資料に反映すること。また、トンネルの耐震性について説明すること。
- 外装材の落下による影響評価について、建物高さの半分とした根拠及び外装材以外の落下がないことを資料に反映すること。
- 屋内アクセスルートのうち、迂回路における常置品及び仮置資機材に対しても転倒防止対策を実施していることを資料に反映すること。
- 各保管エリアに配置する可搬型設備の配置を踏まえ、出し入れが可能であることを資料に反映すること。
- 先行プラントの状況を踏まえ、海水取水箇所としての 2 号炉取水槽の妥当性について説明すること。
- 参集訓練の結果について過去の実績、傾向に変わりがないことを資料に反映すること。
- 防波壁通路防波扉の構造健全性について、5 条で説明し、アクセスルートの資料に反映すること。
- 可搬型設備の接続口周辺における可搬型設備の配置について資料に反映すること。
- 可搬型設備による注水は、切り替えにより実施することとしているが、有効性評価の説明を踏まえて、必要台数について説明すること。
- 土石流発生時にサブルートを使用する想定について説明すること。

以上